

地域・産業の振興

クビアカツヤカミキリ対策の強化

現 状

●県内で被害が拡大

- ・2019年に初めてかつらぎ町で被害を確認以降、ももの主産地のほか、公園や街路樹のさくら等で被害が拡大
- ・被害は県内30市町村のうち15市町まで拡大し、危機的な状況

●本県の取組

- ・試験研究、発生調査・指導、啓発
- ・被害拡大防止のため、被害樹の伐採、抜根、樹幹注入等の経費に対する支援

課 題

- ・県は国の研究機関等と連携し、生態解明や防除対策に関する研究に取り組んでいるが、農家が安心して営農活動を続けられる防除技術として体系化されていない
- ・農地では、被害拡大防止と経営維持の取組を一体的に行う必要がある
- ・公園や街路樹等において、さくらなど樹高の高い被害木の伐採・処分には、高所作業車等が必要となり多額の費用がかかることから、市町村財政において大きな負担となる恐れがある

具 体 的 な 措 置

- 
- 1 農林水産省、環境省等の関係省庁の連携をさらに強化し、徹底したまん延防止対策を講じること
 - 2 国の研究機関が中心となって、防除技術の開発*を加速するとともに、研究開発に必要な予算を十分に確保すること
 - 3 被害拡大防止及び経営維持対策に必要な予算を十分に確保すること
 - 4 「特定外来生物防除等対策事業」については、防除対策に多額の費用が生じることから、補助率の嵩上げを行うとともに、必要な予算を十分に確保すること

※具体的な研究例

1. 物理的防除法の実用化と改良
産卵阻止効果のあるネットを効率的に施工する技術の開発
 2. 省力的な薬剤防除技術
スプリンクラー・ドローン散布の高度化
ベイト剤の開発
薬剤の耐雨性・残効性向上技術の開発
 3. 生物的防除技術
天敵利用技術の開発

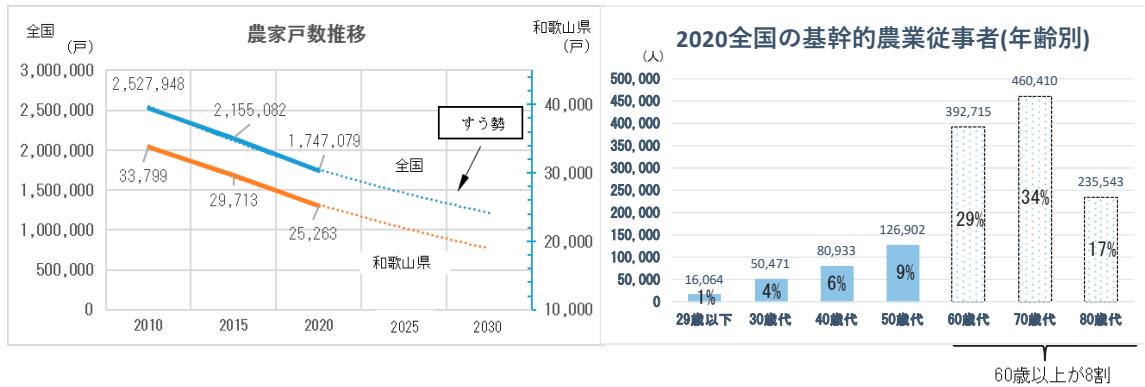
令和7年3月末現在 累積被害本数		
市町村名	農地	農地以外
	(スモモ、モモ、ウメ等)	(サクラ、ハナモモ、ウメ等)
和歌山市	63	70
海南市	3	1
岩出市	63	8
紀の川市	472	6
橋本市	1,720	448
かつらぎ町	4,566	52
九度山町	28	1
高野町	—	1
湯浅町	13	—
有田川町	—	4
広川町	6	—
御坊市	48	20
由良町	6	4
日高川町	189	8
美浜町	—	5



農業の担い手確保対策の強化

現 状

- ・担い手の確保対策に取組んでいるが、依然として農家が減少傾向
- ・基幹的農業従事者のうち 60 歳以上が全体の 8 割



課 題

- ・食料安全保障の観点から、地域の担い手確保が重要であるが、親元就農者をはじめとして担い手の減少に歯止めがかかるない
→ 新規就農者の確保と定着に向けた支援策の充実強化が必要
※経営開始資金の対象外の新規就農者に県独自の支援策を実施
支援内容：親元就農、50～60 歳の就農者に 50 万円/人を交付
2024 年度実績：26 名（うち親元就農：25 名）
- ・雇用就農の受皿となる法人組織等の育成が重要
→ ハードルが低い雇用就農を進めるため、法人育成策の充実が必要
※加工部門の立ち上げ、労働環境の整備、営業人材の雇用など県独自に
ソフトとハードの一括支援による法人育成を実施
(補助率等：生産拡大等の取組の 1/3 以内、上限 1,000 万円)

具体的な措置

- 1 新規就農者育成総合対策の年齢制限や親元就農への支援要件を緩和し、就農支援策を見直すこと
- 2 雇用就農を促進するため、法人や協業組織の育成策を充実させること

野生鳥獣被害対策の強化

現 状

● 農作物被害金額の推移

- ・本県の被害額は、年間約3億円で高止まり

● 鳥獣被害防止総合対策推進交付金割当額の推移

- ・推進費の割当額が大幅減

2021年度（229百万円）→2025年度（169百万円）

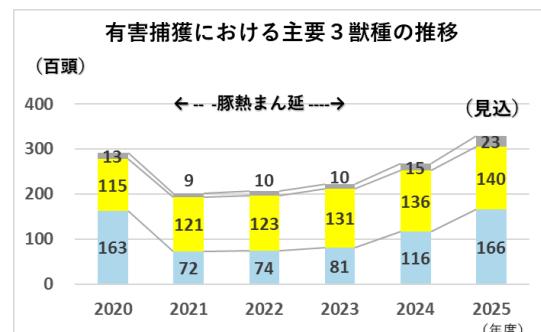
● 鳥獣の捕獲頭数の状況

- ・2024年度の県主要獣種の捕獲頭数は増加

2021年度→2024年度

（20,147頭）（26,706頭）

- ・特にイノシシの捕獲頭数が再び増加



● 有害捕獲の補助上限単価の状況

- ・補助上限単価は捕獲コストが上昇しているにも関わらず、見直されていない

- ・成獣も幼獣も捕獲コストは同じ

	国による補助上限単価 (円/頭)			
	イノシシ	シカ	サル	アライグマ
成獣	7,000		8,000	
幼獣			1,000	

● 本県の取組

農作物鳥獣害防止総合対策事業（2025年度当初予算463百万円）

- ・捕獲や防護柵整備、狩猟者育成など総合的な対策を推進
- ・ニホンジカのもぐり込み式わなによる捕獲

課 題

- ・県第二種特定鳥獣管理計画の捕獲目標頭数分の予算が確保されていない
- ・交付金が不足し翌年度払いとなった場合、現場の捕獲意欲が減退

具体的な措置

- 1 管理計画に基づく有害捕獲数に見合った予算を十分に確保すること
- 2 有害捕獲では、柔軟な予算運用が可能となる基金体制を検討すること
- 3 有害捕獲における成獣と幼獣の補助上限単価を統一すること